

事 務 連 絡
平成30年10月23日

各都道府県私立学校主管課長 殿

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

平成30年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））に係る交付内定前の事業着手承認申請書の提出について（依頼）

標記の件については平成30年8月28日付け事務連絡「平成30年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））に係る交付内定前の事業着手承認申請書の提出について（依頼）」の補足において、周知いたしました。

文部科学省では、標記補助金による補助を希望する事業について、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）の趣旨にかんがみ、補助金の交付内定前に事業に着手（施工業者等との契約及び物品等の納品を含む。）したものは、真に交付内定前の着手が必要であるとして文部科学大臣が承認したものを除き、補助対象としないこととしています。

つきましては、平成30年度に実施予定の下記の事業へ申請を予定しているものであって、所定の要件に合致するものについては、交付内定前の事業着手承認申請書を提出いただきますよう改めて依頼いたします。

なお、文部科学大臣による交付内定前の事業着手の承認は、補助事業の交付を内定するものではないことを、念のため申し添えます。

記

1. 交付内定前の事業着手承認申請の対象となる事業

私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱（平成13年4月1日文部科学大臣裁定）に定める事業のうち、交付内定前に着手する必要があるため、かつ別紙1の要件に該当するもの。

2. 交付内定前の事業着手承認申請書の提出方法

○提出方法：以下のとおり提出をお願いします。

- 申請一覧（別紙２）

本様式は、都道府県において作成し、メールにて Excel ファイルを提出（してください）。

※メールを送信する際の件名は以下のとおり記載すること。

件名：【〇〇県】私立高等学校等施設高機能化整備費の交付内定前の事業
着手承認申請書の提出について

- 交付内定前の事業着手承認申請書（別紙３）

記載事項等に不備がないか確認の上、文書で提出してください。都道府県からの提出に際しては、学校法人から提出された書類を、計画調書とは別葉でまとめて提出してください。

封筒に朱書きで「事前着手承認申請書在中」と記載してください。

【提出先及び問合せ先】

文部科学省高等教育局私学部

私学助成課助成第二係 青山、小野内、横山

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 2

TEL : 03-5253-4111 (内線2774)

FAX : 03-6734-3396

E-mail : josei2@mext.go.jp